|  |
| --- |
| **試験検査設備器具（薬局製剤製造業）** |
| □　イ．顕微鏡、ルーペ又は粉末Ｘ線回折装置□　ロ．試験検査台　試験検査に必要な設備及び器具□　ハ．デシケーター☆□　ニ．はかり（感量１ｍｇのもの）☆□　ホ．薄層クロマトグラフ装置□　ヘ．比重計又は振動式密度計☆□　ト．ｐＨ計□　チ．ブンゼンバーナー又はアルコールランプ☆□　リ．崩壊度試験器□　ヌ．融点測定器　　ル．試験検査に必要な書籍□（ア） 薬局製剤業務指針☆印の設備及び器具については、厚生労働大臣の指定した試験検査機関を利用する場合は備えなくてもよい。※試験検査台については、調剤台を試験検査台として用いる場合であって、試験検査及び調剤の双方に支障がないと認められるときは備えなくてもよい。 |
|  | 検査済印 |  |